

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）伝熱管渦流探傷検査において、伝熱管（32本）に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換	D	
2	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）点検において、水室ライニング部に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	循環水配管電気防蝕装置制御パネル扉の鍵が折損したため、当該鍵部を修理	D	
4	3号機	廃棄物処理系脱水用フィルタ出口弁駆動部点検において、開閉表示用リミットスイッチに動作不良（接点固着）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
5	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）出口流量調整弁（2台）点検において、弁体及びシートリングシート面に噛み傷が認められたため、当該部を修理	D	
6	5号機	主タービン監視振動記録計点検において、電源回路不良（2台）が認められたため、当該記録計を修理	D	
7	5号機	ストームドレンサンプルポンプ（B）点検において、中間軸受（下部）に摩耗が認められたため、当該軸受を交換	D	
8	5号機	第5給水加熱器（A）入口弁及び第1給水加熱器（A）出口弁電動駆動部点検において、内部部品に摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	
9	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）最小流量制御弁（2台）点検において、弁体及びシートリングシート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	原子炉再循環系ポンプ（A・B）点検において、軸シールキャビティ温度検出器用フレキシブル電線管（4本）に劣化が認められたため、当該電線管を交換	D	
11	5号機	主タービインターニング油ポンプ操作スイッチレバー止めネジ部に割れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	補給水系原子炉建屋補給水元弁にシートパスが認められたため、対応検討	C	
13	6号機	主発電機出力プロセス計算機指示値に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
14	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）復水器冷却水出口安全弁にシートパス（1滴／2秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	6号機	プロセス計算機警報記録用プリンタの紙送り用ガイド取付部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで